

## 第14次 海面区画漁業権免許状況一覧

(免許日:平成30年9月1日 存続期間:平成30年9月1日から令和5年8月31日まで)

| 振興局 | 漁場番号    | 漁業権者     | 漁業種類    | 漁業の名称    | 漁業時期           | 漁場の位置 | 漁場の区域     | 地元地区 | 制限又は条件  | 備考 |
|-----|---------|----------|---------|----------|----------------|-------|-----------|------|---|----|
| 胆振  | 室 海区第1号 | 室蘭漁業協同組合 | 第一種区画漁業 | ほたてがい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 室蘭市地先 | 別添漁場図のとおり | 室蘭市  | <p>(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに表示しなければならない。</p> <p>(2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、24台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、13台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。)</p> <p>(3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。</p> <p>(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。</p> <p>(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔の確保のために必要な措置を指示することがある。</p>   |    |
|     | 室 海区第2号 | 室蘭漁業協同組合 | 第一種区画漁業 | ほたてがい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 室蘭市地先 |           | 室蘭市  | <p>(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに表示しなければならない。</p> <p>(2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、240台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、110台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。)</p> <p>(3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。</p> <p>(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。</p> <p>(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔の確保のために必要な措置を指示することがある。</p> |    |

## 第14次 海面区画漁業権免許状況一覧

(免許日:平成30年9月1日 存続期間:平成30年9月1日から令和5年8月31日まで)

| 振興局 | 漁場番号    | 漁業権者         | 漁業種類    | 漁業の名称             | 漁業時期           | 漁場の位置 | 漁場の区域     | 地元地区          | 制限又は条件  | 備考 |
|-----|---------|--------------|---------|-------------------|----------------|-------|-----------|---------------|---|----|
| 胆振  | 室 海区第3号 | 室蘭漁業協同組合     | 第一種区画漁業 | ほたてがい養殖業<br>かき養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 室蘭市地先 | 別添漁場図のとおり | 室蘭市           | (1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さには設置しなければならない。<br>(2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、252台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、100台以内でなければならない。(幹網100メートルをもって1台とする。)<br>(3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。<br>(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。<br>(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。<br>(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔の確保のために必要な措置を指示することがある。   |    |
|     | 伊 海区第1号 | いぶり噴火湾漁業協同組合 | 第一種区画漁業 | ほたてがい養殖業          | 1月1日から12月31日まで | 伊達市地先 |           | 伊達市、洞爺湖町及び豊浦町 | (1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さには設置しなければならない。<br>(2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、1,367台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、751台以内でなければならない。(幹網100メートルをもって1台とする。)<br>(3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。<br>(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。<br>(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。<br>(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔の確保のために必要な措置を指示することがある。 |    |

## 第14次 海面区画漁業権免許状況一覧

(免許日:平成30年9月1日 存続期間:平成30年9月1日から令和5年8月31日まで)

| 振興局 | 漁場番号    | 漁業権者         | 漁業種類    | 漁業の名称    | 漁業時期           | 漁場の位置 | 漁場の区域     | 地元地区          | 制限又は条件  | 備考 |
|-----|---------|--------------|---------|----------|----------------|-------|-----------|---------------|---|----|
| 胆振  | 伊 海区第2号 | いぶり噴火湾漁業協同組合 | 第一種区画漁業 | ほたてがい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 伊達市地先 | 別添漁場図のとおり | 伊達市、洞爺湖町及び豊浦町 | <p>(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さ設置しなければならない。</p> <p>(2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、673台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、377台以内でなければならない。(幹網100メートルをもって1台とする。)</p> <p>(3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。</p> <p>(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。</p> <p>(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔の確保のために必要な措置を指示することがある。</p>  |    |
|     | 伊 海区第3号 | いぶり噴火湾漁業協同組合 | 第一種区画漁業 | ほたてがい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 伊達市地先 |           | 伊達市、洞爺湖町及び豊浦町 | <p>(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さ設置しなければならない。</p> <p>(2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、1648台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、658台以内でなければならない。(幹網100メートルをもって1台とする。)</p> <p>(3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。</p> <p>(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。</p> <p>(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔の確保のために必要な措置を指示することがある。</p> |    |

## 第14次 海面区画漁業権免許状況一覧

(免許日:平成30年9月1日 存続期間:平成30年9月1日から令和5年8月31日まで)

| 振興局 | 漁場番号    | 漁業権者         | 漁業種類    | 漁業の名称     | 漁業時期           | 漁場の位置     | 漁場の区域     | 地元地区          | 制限又は条件   | 備考 |
|-----|---------|--------------|---------|-----------|----------------|-----------|-----------|---------------|--|----|
| 胆振  | 伊 海区第4号 | いぶり噴火湾漁業協同組合 | 第一種区画漁業 | ほたてがいの養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 伊達市地先     | 別添漁場図のとおり | 伊達市、洞爺湖町及び豊浦町 | <p>(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。</p> <p>(2) ほたてがいの養殖業の総施設台数は、50台以内とし、全て成貝養殖施設であつてはならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。)</p> <p>(3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。</p> <p>(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。</p> <p>(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔の確保のために必要な措置を指示することがある。</p>              |    |
|     | 虻 海区第1号 | いぶり噴火湾漁業協同組合 | 第一種区画漁業 | ほたてがいの養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 虻田郡洞爺湖町地先 |           | 伊達市、洞爺湖町及び豊浦町 | <p>(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。</p> <p>(2) ほたてがいの養殖業の総施設台数は、890台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、650台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。)</p> <p>(3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。</p> <p>(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。</p> <p>(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔の確保のために必要な措置を指示することがある。</p> |    |

## 第14次 海面区画漁業権免許状況一覧

(免許日:平成30年9月1日 存続期間:平成30年9月1日から令和5年8月31日まで)

| 振興局 | 漁場番号    | 漁業権者         | 漁業種類    | 漁業の名称     | 漁業時期           | 漁場の位置     | 漁場の区域     | 地元地区          | 制限又は条件  | 備考 |
|-----|---------|--------------|---------|-----------|----------------|-----------|-----------|---------------|---|----|
| 胆振  | 虻 海区第2号 | いぶり噴火湾漁業協同組合 | 第一種区画漁業 | ほたてがいの養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 虻田郡洞爺湖町地先 | 別添漁場図のとおり | 伊達市、洞爺湖町及び豊浦町 | <p>(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。</p> <p>(2) ほたてがいの養殖業の総施設台数は、1,600台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、1,150台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。)</p> <p>(3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。</p> <p>(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。</p> <p>(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔の確保のために必要な措置を指示することができる。</p> |    |
|     | 豊浦海区第1号 | いぶり噴火湾漁業協同組合 | 第一種区画漁業 | ほたてがいの養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 虻田郡豊浦町地先  |           | 伊達市、洞爺湖町及び豊浦町 | <p>(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。</p> <p>(2) ほたてがいの養殖業の総施設台数は、676台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、381台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。)</p> <p>(3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。</p> <p>(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。</p> <p>(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔の確保のために必要な措置を指示することができる。</p>     |    |

## 第14次 海面区画漁業権免許状況一覧

(免許日:平成30年9月1日 存続期間:平成30年9月1日から令和5年8月31日まで)

| 振興局 | 漁場番号    | 漁業権者         | 漁業種類    | 漁業の名称    | 漁業時期           | 漁場の位置    | 漁場の区域     | 地元地区          | 制限又は条件   | 備考 |
|-----|---------|--------------|---------|----------|----------------|----------|-----------|---------------|--|----|
| 胆振  | 豊浦海区第2号 | いぶり噴火湾漁業協同組合 | 第一種区画漁業 | ほたてがい養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 虻田郡豊浦町地先 | 別添漁場図のとおり | 伊達市、洞爺湖町及び豊浦町 | <p>(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さ設置しなければならない。</p> <p>(2) ほたてがい養殖業の総施設台数は、2,757台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、915台以内でなければならない。(幹網100メートルをもって1台とする。)</p> <p>(3) 本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(4) 毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。</p> <p>(5) 知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。</p> <p>(6) ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔の確保のために必要な措置を指示することがある。</p> |    |

# 区画漁業権免許漁場図

## 室海区第1号

### 漁場の位置

室蘭市地先

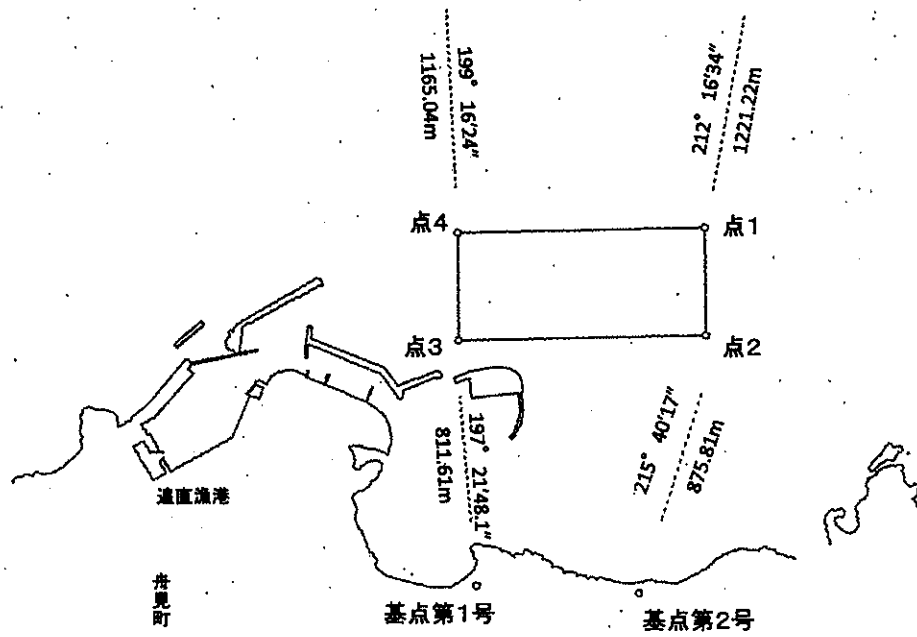
### 漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

|       |                |              |                |
|-------|----------------|--------------|----------------|
| 基点第1号 | 国土地理院三角点 室蘭山から | 144度18分45秒   | 928.61メートルの点   |
| 基点第2号 | 国土地理院三角点 室蘭山から | 172度52分00秒   | 530.12メートルの点   |
| 点1    | 基点第2号から        | 212度16分34.0秒 | 1,221.22メートルの点 |
| 点2    | 基点第2号から        | 215度40分17.0秒 | 875.81メートルの点   |
| 点3    | 基点第1号から        | 197度21分48.1秒 | 811.61メートルの点   |
| 点4    | 基点第1号から        | 199度16分24.0秒 | 1,165.04メートルの点 |

縮尺

1/25,000





# 区画漁業権免許漁場図

## 室海区第2号

### 漁場の位置

室蘭市地先

### 漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 2(北海道水産部三角点 水D6～)から  
21度15分 160メートルの点

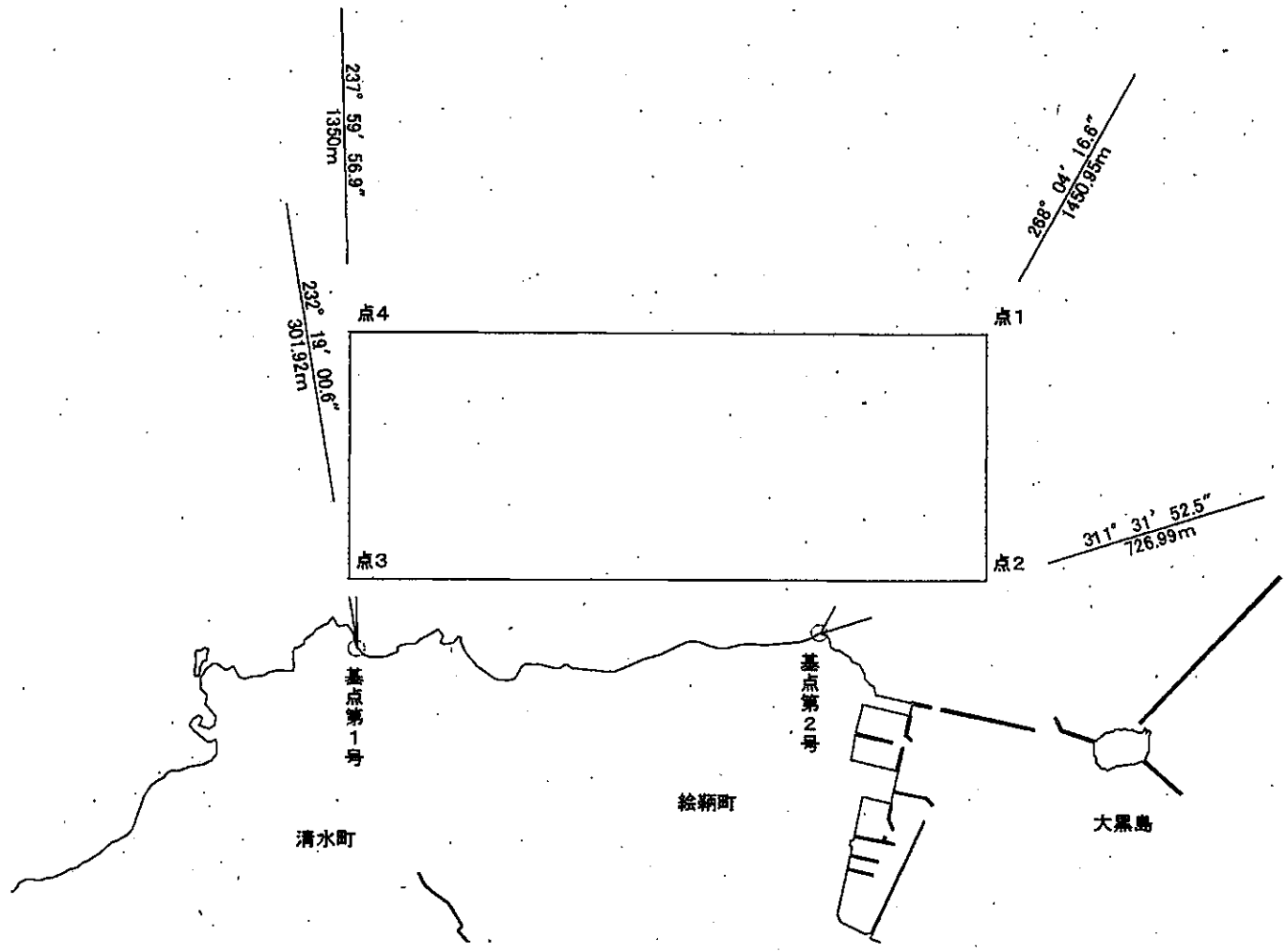
基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 12(北海道水産部三角点 水D6～)

点1 基点第2号から 268度 4分16.6秒 1,450.95メートルの点

点2 基点第2号から 311度31分52.5秒 726.99メートルの点

点3 基点第1号から 232度19分 0.6秒 301.92メートルの点

点4 基点第1号から 237度59分56.9秒 1,350.00メートルの点



# 区画漁業権免許漁場図

## 室海区第3号

### 漁場の位置

室蘭市地先

### 漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
(世界測地系 12系)

基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 12(北海道水産部三角点 水D15～)から  
318度02分 110メートルの点

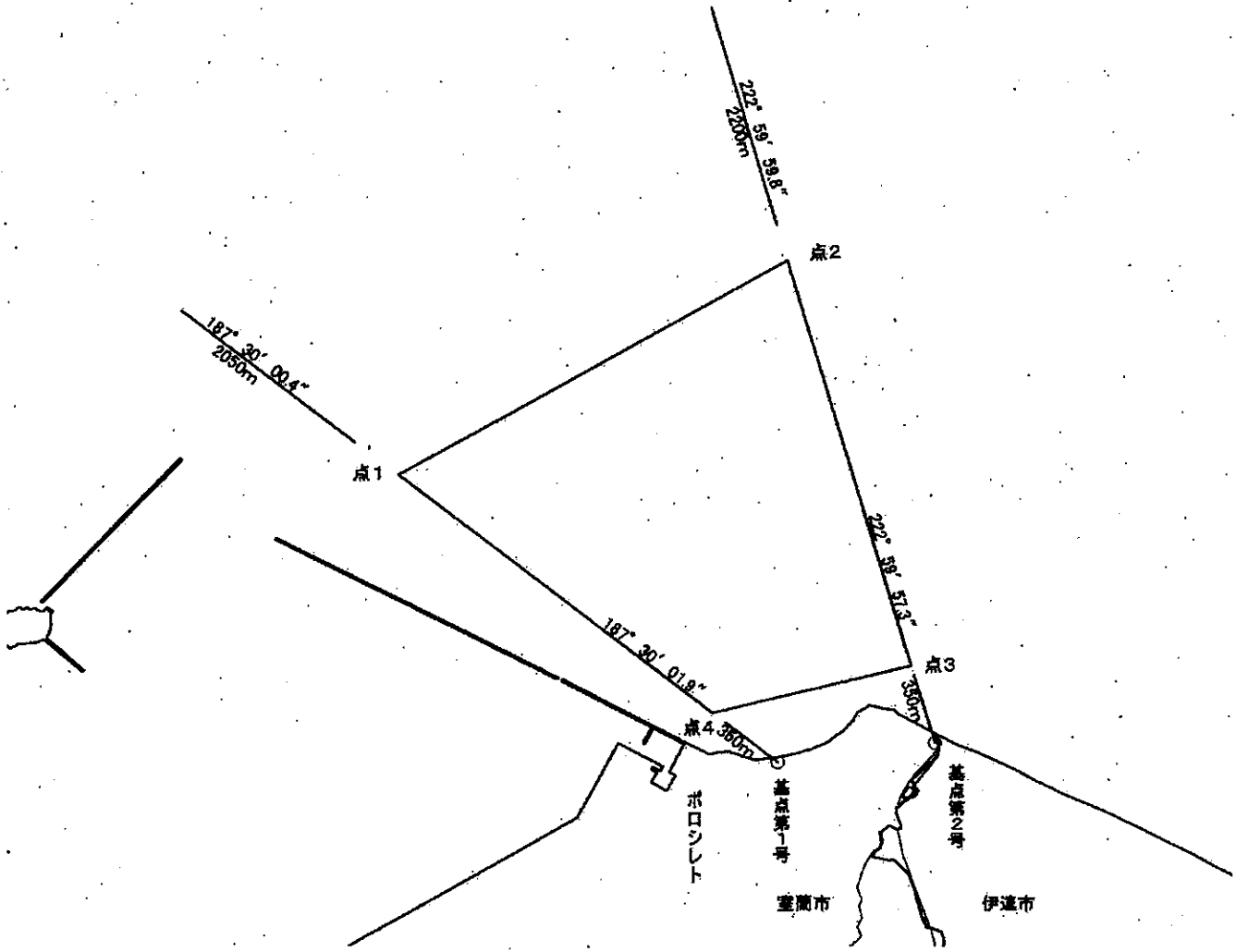
基点第2号 室蘭市と伊達市の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 187度30分 0.4秒 2,050メートルの点

点2 基点第2号から 222度59分59.8秒 2,200メートルの点

点3 基点第2号から 222度59分57.3秒 350メートルの点

点4 基点第1号から 187度30分 1.9秒 350メートルの点



# 区画漁業権免許漁場図

## 伊海区第1号

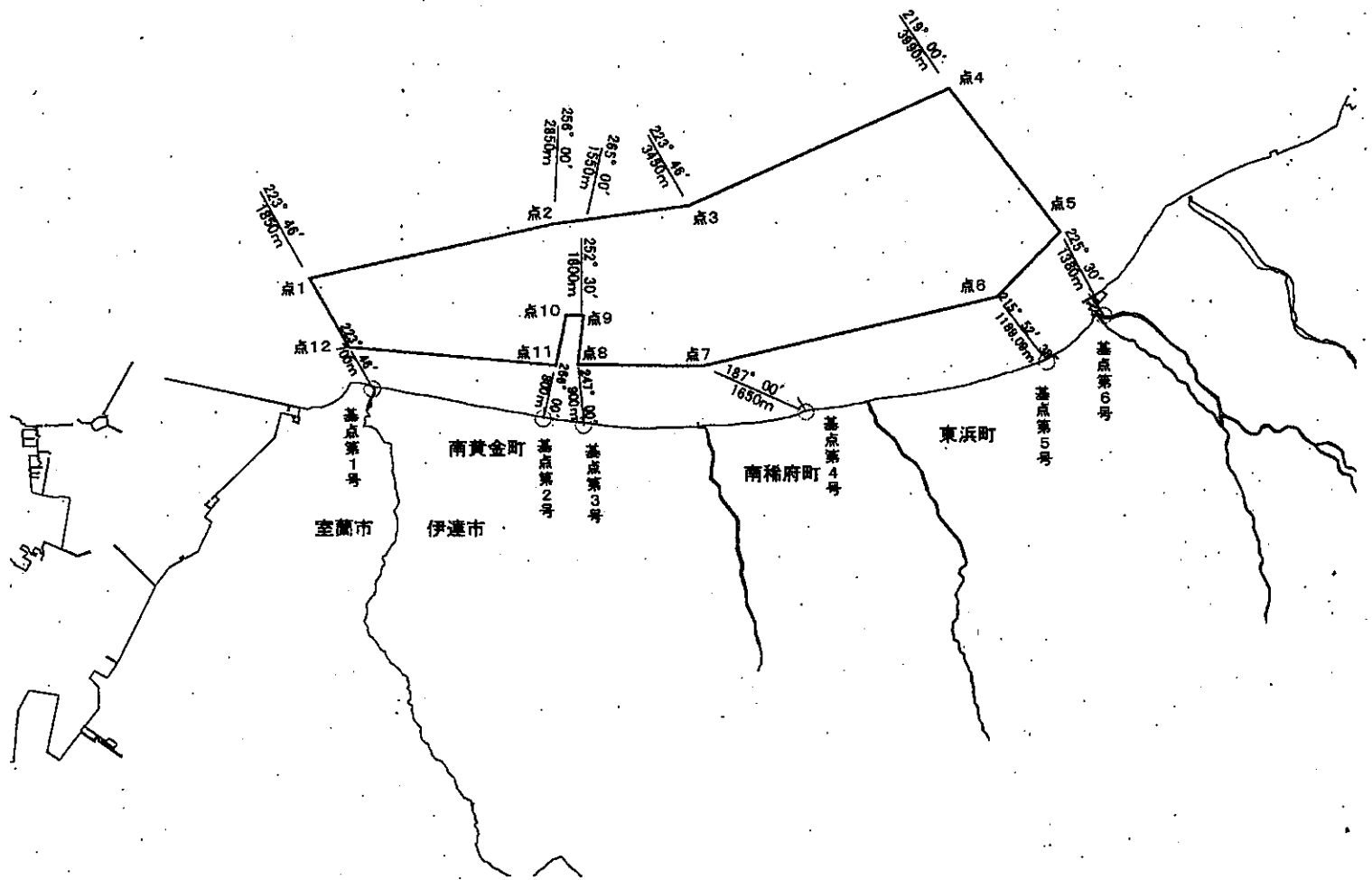
### 漁場の位置

伊達市地先

### 漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
(世界測地系 11系)

|       |   |
|-------|---|
| 基点第1号 | 室蘭市と伊達市の境界線と最大高潮時海岸線との交点                |
| 基点第2号 | 国土地理院三角点 北黄金から196度05分19秒1, 154.28メートルの点 |
| 基点第3号 | 国土地理院三角点 北黄金から217度59分28秒 657.07メートルの点   |
| 基点第4号 | 国土地理院三角点 稀府から314度13分19秒 472.27メートルの点    |
| 基点第5号 | 国土地理院三角点 東浜                             |
| 基点第6号 | 国土地理院三角点 東浜から303度55分03秒 1,066.67メートルの点  |
| 点1    | 基点第1号から 223度46分 1,850メートルの点             |
| 点2    | 基点第2号から 256度00分 2,850メートルの点             |
| 点3    | 基点第4号から 223度46分 3,450メートルの点             |
| 点4    | 基点第6号から 219度00分 3,990メートルの点             |
| 点5    | 基点第6号から 225度30分 1,380メートルの点             |
| 点6    | 基点第5号から 215度52分38秒 1,189.09メートルの点       |
| 点7    | 基点第4号から 187度00分 1,650メートルの点             |
| 点8    | 基点第3号から 247度00分 900メートルの点               |
| 点9    | 基点第3号から 252度30分 1,600メートルの点             |
| 点10   | 基点第2号から 265度00分 1,550メートルの点             |
| 点11   | 基点第2号から 266度00分 800メートルの点               |
| 点12   | 基点第1号から 223度46分 700メートルの点               |



# 区画漁業権免許漁場図

## 伊海区第2号

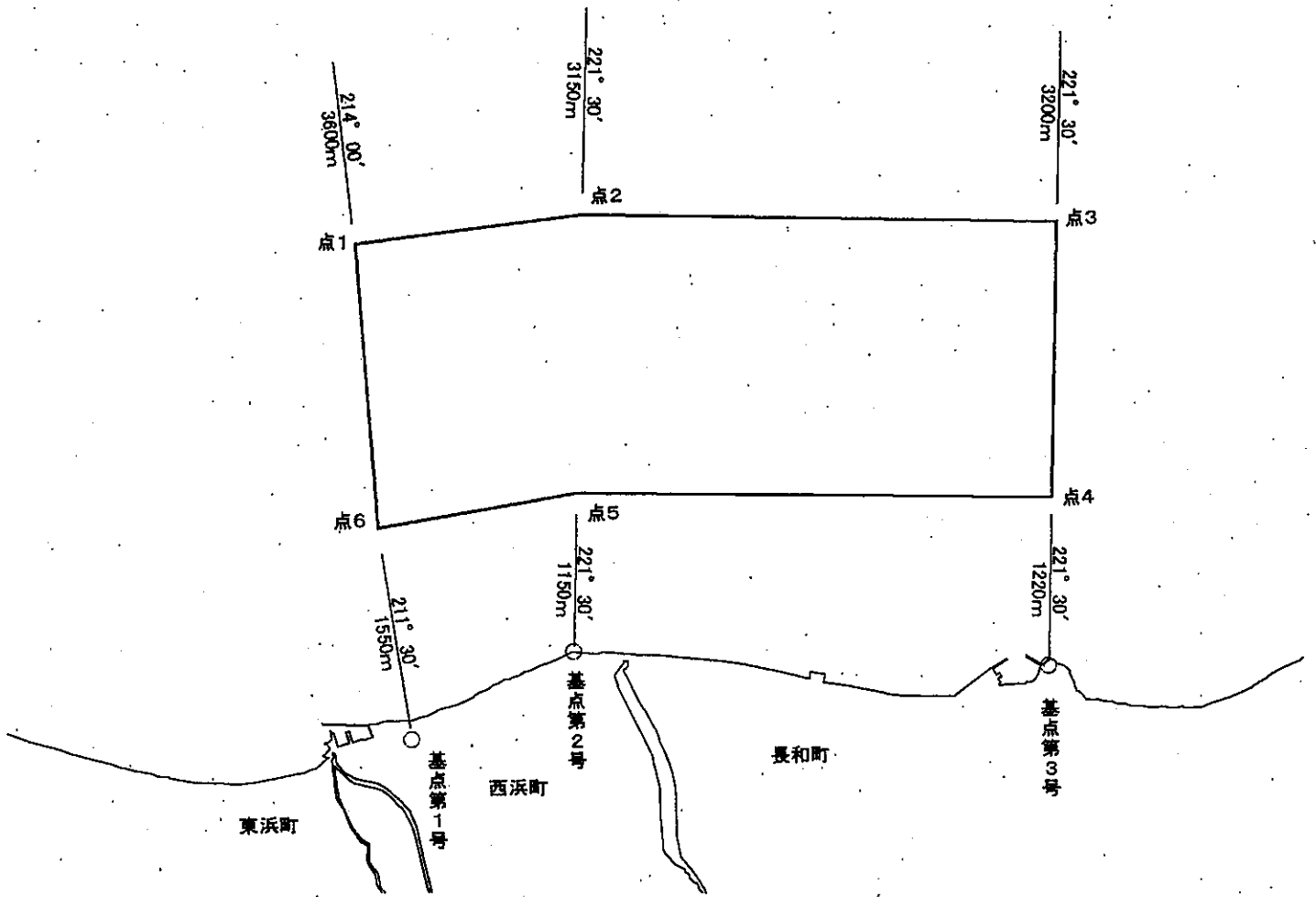
### 漁場の位置

伊達市地先

### 漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
(世界測地系 11系)

- |       |  |
|-------|--|
| 基点第1号 | 北海道水産林務部図根点 No. 6(国土地理院三角点 東浜～)から<br>285度37分00秒 80メートルの点 |
| 基点第2号 | 国土地理院三角点 川口から185度46分36秒 144.06メートルの点                     |
| 基点第3号 | 国土地理院三角点 館山から283度01分50秒 4, 117.61メートルの点                  |
| 点1    | 基点第1号から 214度00分 3, 600メートルの点                             |
| 点2    | 基点第2号から 221度30分 3, 150メートルの点                             |
| 点3    | 基点第3号から 221度30分 3, 200メートルの点                             |
| 点4    | 基点第3号から 221度30分 1, 220メートルの点                             |
| 点5    | 基点第2号から 221度30分 1, 150メートルの点                             |
| 点6    | 基点第1号から 211度30分 1, 550メートルの点                             |





# 区画漁業権免許漁場図

## 伊海区第3号

### 漁場の位置

伊達市地先

### 漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
(世界測地系 11系)

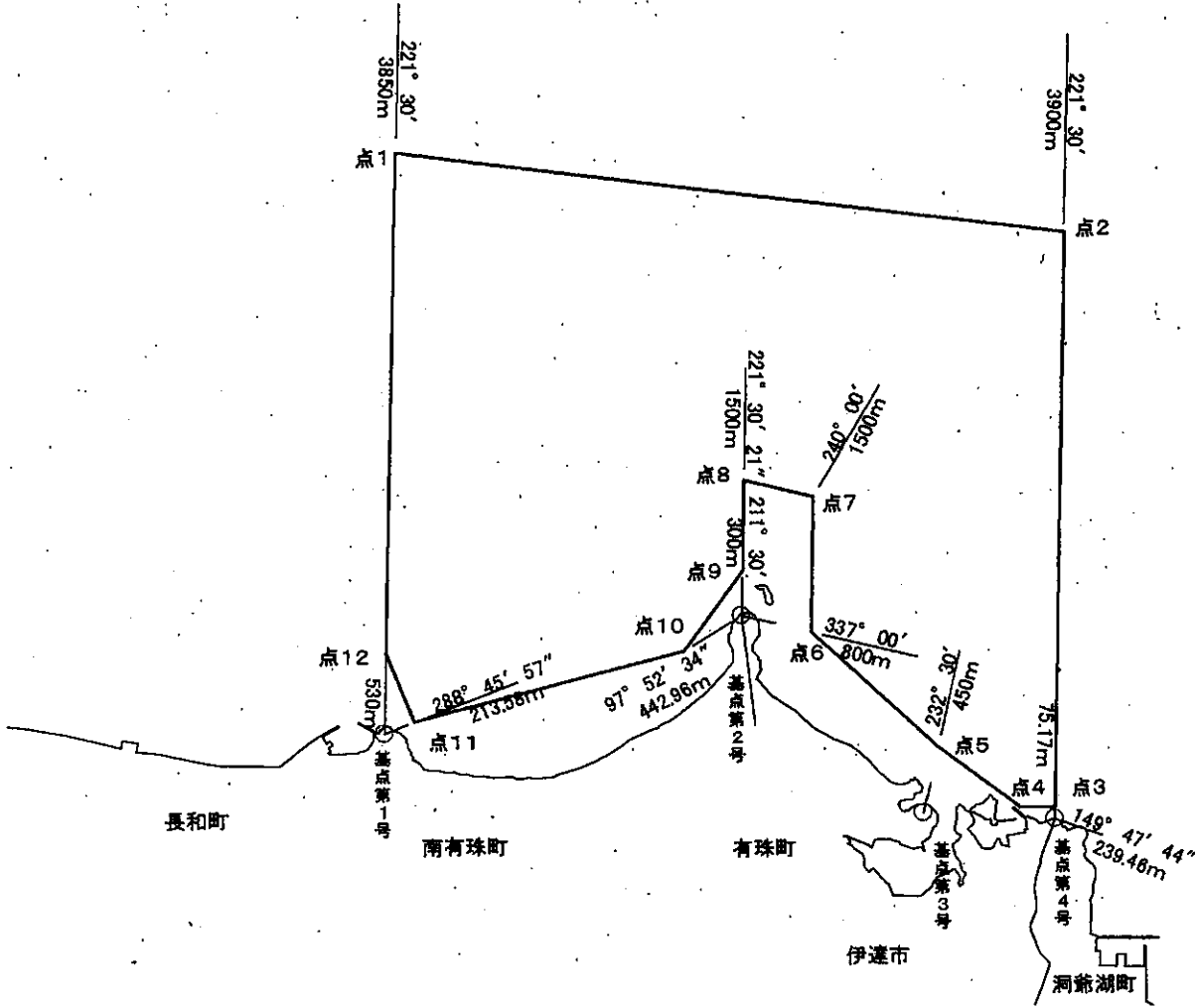
基点第1号 国土地理院三角点 館山から283度01分50秒 4, 117. 61メートルの点

基点第2号 国土地理院三角点 アトリ岬から221度26分15秒  
179. 985メートルの点

基点第3号 国土地理院三角点 白山

基点第4号 伊達市と洞爺湖町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

|     |                    |               |
|-----|--------------------|---------------|
| 点1  | 基点第1号から 221度30分    | 3, 850メートルの点  |
| 点2  | 基点第4号から 221度30分    | 3, 900メートルの点  |
| 点3  | 基点第4号から 221度30分    | 75. 17メートルの点  |
| 点4  | 基点第4号から 149度47分44秒 | 239. 46メートルの点 |
| 点5  | 基点第3号から 232度30分    | 450メートルの点     |
| 点6  | 基点第2号から 337度00分    | 800メートルの点     |
| 点7  | 基点第2号から 240度00分    | 1, 500メートルの点  |
| 点8  | 基点第2号から 221度20分21秒 | 1, 500メートルの点  |
| 点9  | 基点第2号から 211度30分    | 300メートルの点     |
| 点10 | 基点第2号から 97度52分34秒  | 442. 96メートルの点 |
| 点11 | 基点第1号から 288度45分57秒 | 213. 58メートルの点 |
| 点12 | 基点第1号から 221度30分    | 500メートルの点     |



# 区画漁業権免許漁場図

## 伊海区第4号

### 漁場の位置

伊達市地先

### 漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第1号 国土地理院三角点 館山から283度01分50秒 4, 117. 61メートルの点

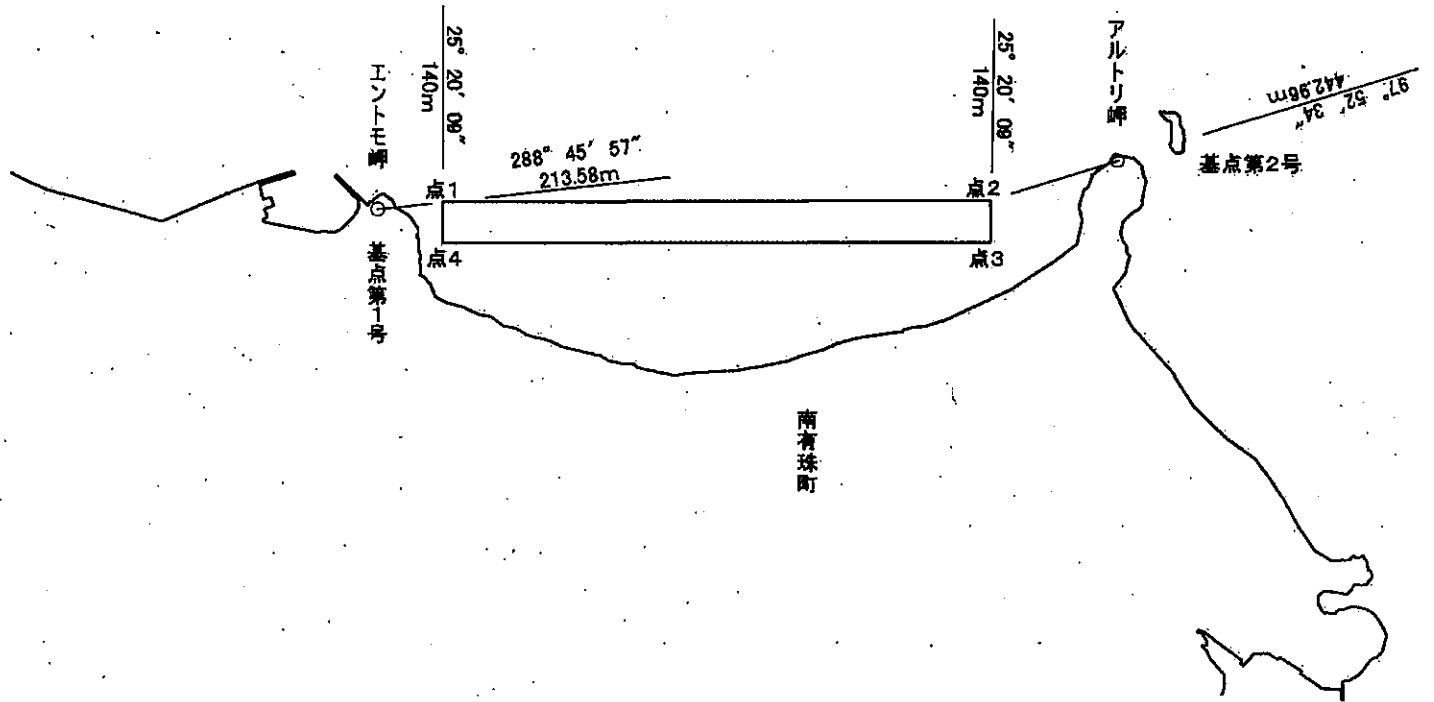
基点第2号 国土地理院三角点 アルトリ岬から221度26分15秒  
179. 985メートルの点

点1 基点第1号から 288度45分57秒 213. 58メートルの点

点2 基点第2号から 97度52分34秒 442. 96メートルの点

点3 点2から 25度20分09秒 140メートルの点

点4 点1から 25度20分09秒 140メートルの点



# 区画漁業権免許漁場図

## 虻海区第1号

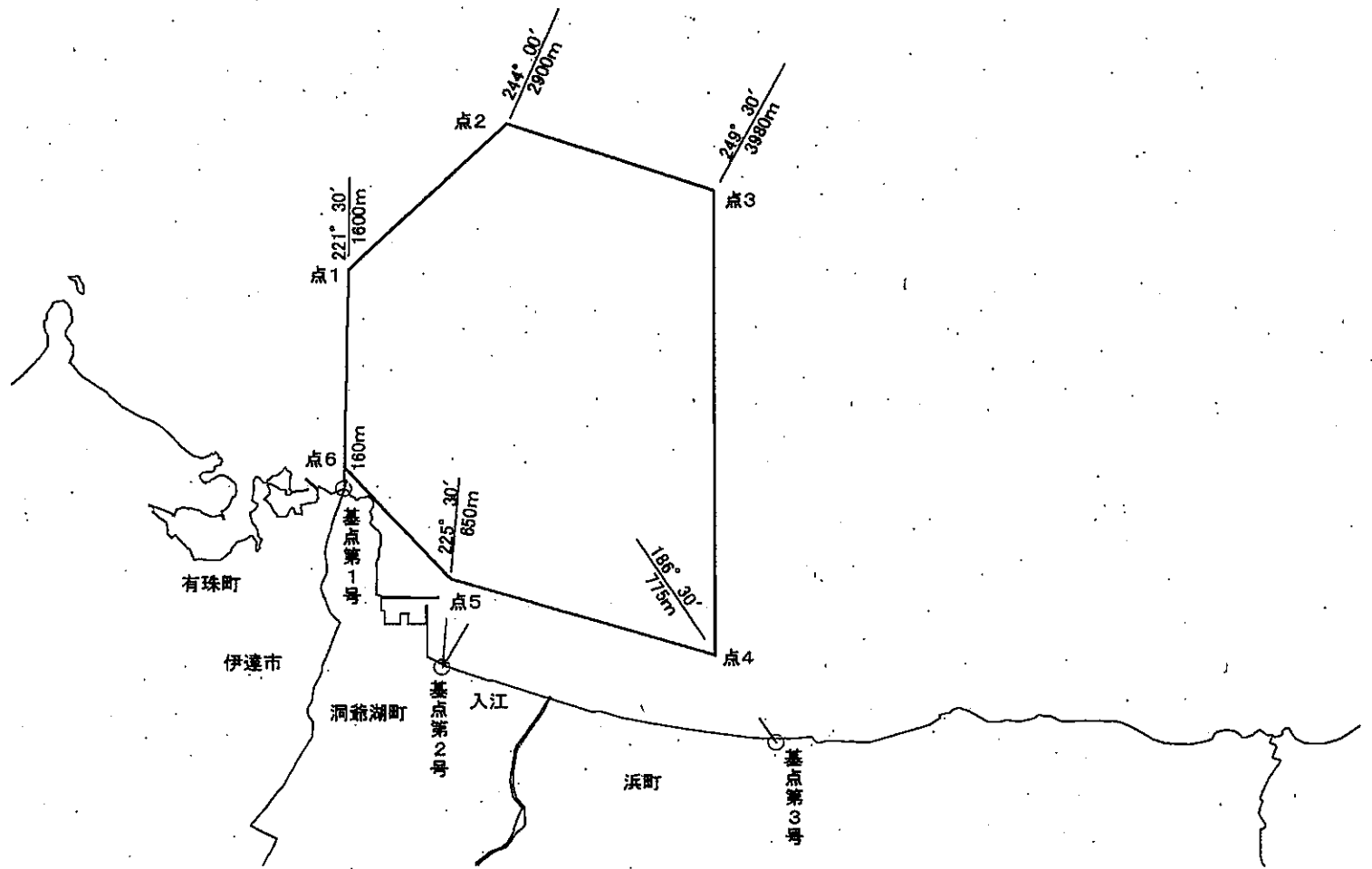
### 漁場の位置

虻田郡洞爺湖町地先

### 漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
(世界測地系 11系)

|       |                                       |         |             |
|-------|---------------------------------------|---------|-------------|
| 基点第1号 | 伊達市と洞爺湖町の境界線と最大高潮時海岸線との交点             |         |             |
| 基点第2号 | 国土地理院三角点 入江から 154度46分27秒 680.05メートルの点 |         |             |
| 基点第3号 | 国土地理院三角点 浜町から 315度30分 540メートルの点       |         |             |
| 点1    | 基点第1号から                               | 221度30分 | 1,600メートルの点 |
| 点2    | 基点第1号から                               | 244度00分 | 2,900メートルの点 |
| 点3    | 基点第2号から                               | 249度30分 | 3,980メートルの点 |
| 点4    | 基点第3号から                               | 186度30分 | 775メートルの点   |
| 点5    | 基点第2号から                               | 225度30分 | 650メートルの点   |
| 点6    | 基点第1号から                               | 221度30分 | 160メートルの点   |



# 区画漁業権免許漁場図

## 虻海区第2号

### 漁場の位置

虻田郡洞爺湖町地先

### 漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
(世界測地系 11系)

基点第1号 国土地理院三角点 浜町から 315度30分 540メートルの点

基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.9(北海道水産林務部三角点 水D2～)

基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D3

基点第4号 洞爺湖町と豊浦町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から 218度00分 3,950メートルの点

点2 基点第3号から 218度15分 3,300メートルの点

点3 基点第4号から 214度30分 3,700メートルの点

点4 基点第4号から 214度30分 170メートルの点

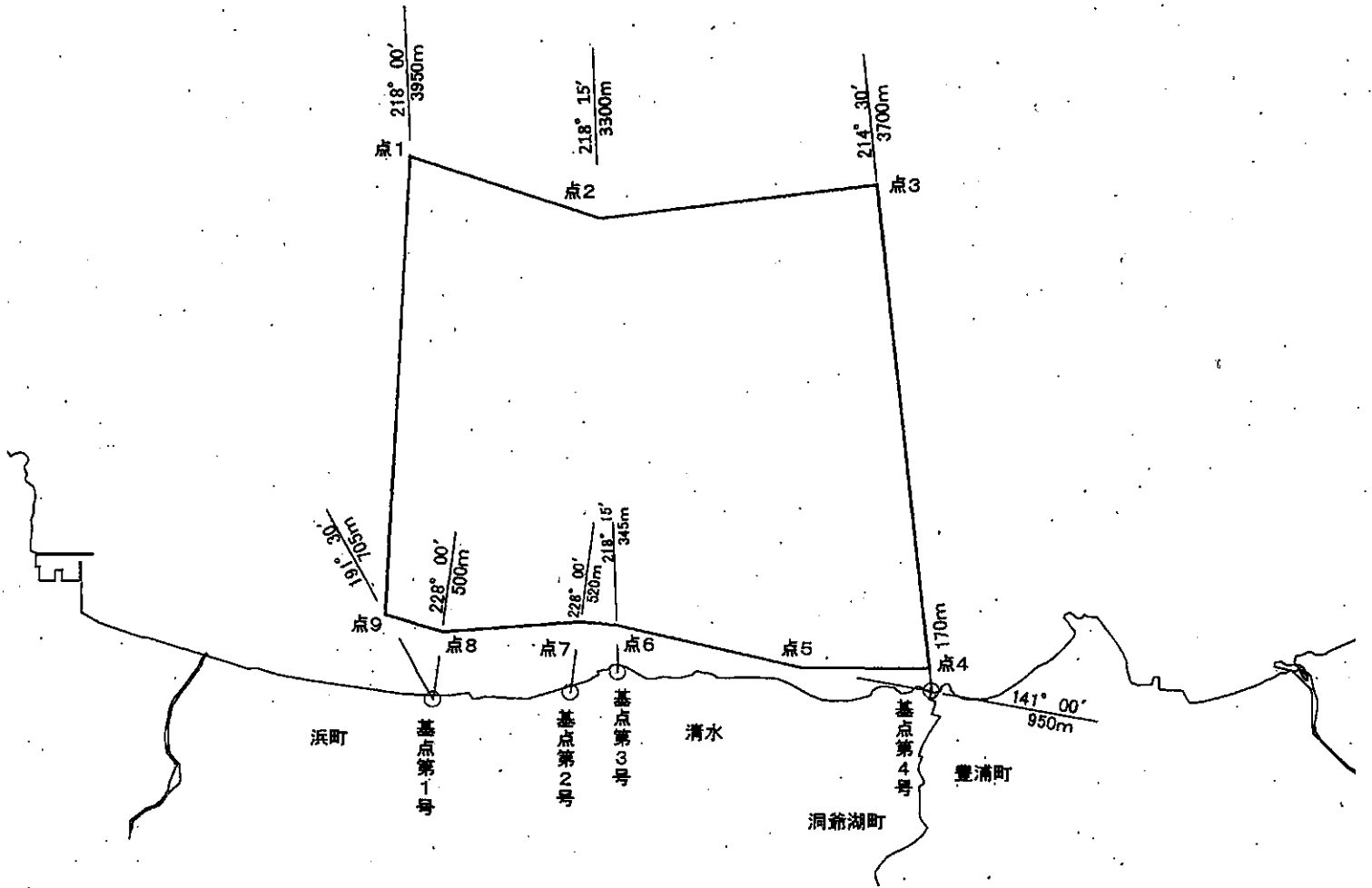
点5 基点第4号から 141度00分 950メートルの点

点6 基点第3号から 218度15分 345メートルの点

点7 基点第2号から 228度00分 520メートルの点

点8 基点第1号から 228度00分 500メートルの点

点9 基点第1号から 191度30分 705メートルの点





# 区画漁業権免許漁場図

## 豊浦海区第1号

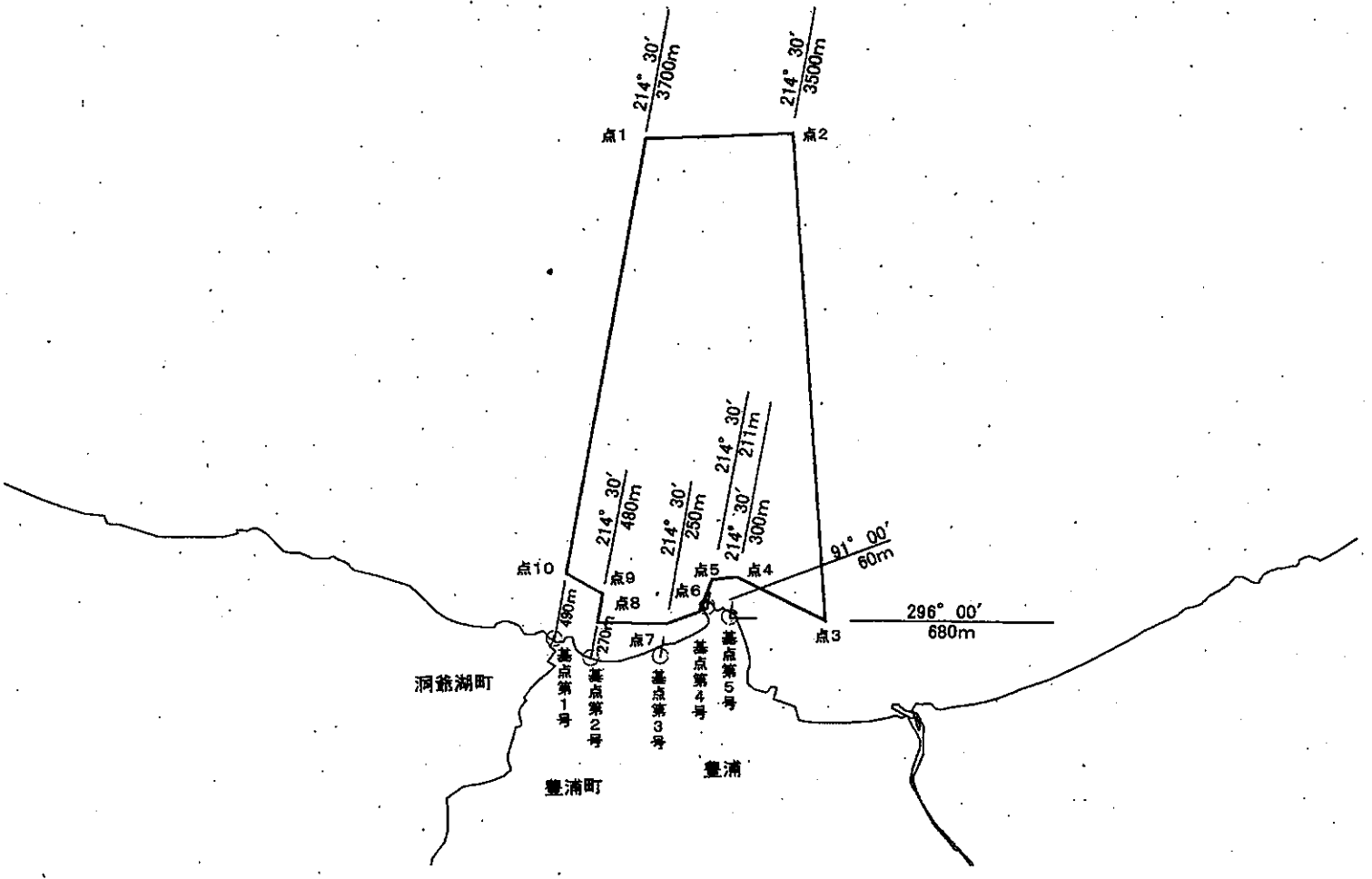
### 漁場の位置

虻田郡豊浦町地先

### 漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
(世界測地系 11系)

|       |                                     |         |             |
|-------|-------------------------------------|---------|-------------|
| 基点第1号 | 洞爺湖町と豊浦町の境界線と最大高潮時海岸線との交点           |         |             |
| 基点第2号 | 北海道水産林務部図根点 No.31(北海道水産林務部三角点 水D3～) |         |             |
| 基点第3号 | 北海道水産林務部図根点 No.35(北海道水産林務部三角点 水D3～) |         |             |
| 基点第4号 | 国土地理院三角点 弁辺から 218度00分 330メートルの点     |         |             |
| 基点第5号 | 北海道水産林務部三角点 水D4                     |         |             |
| 点1    | 基点第1号から                             | 214度30分 | 3,700メートルの点 |
| 点2    | 基点第4号から                             | 214度30分 | 3,500メートルの点 |
| 点3    | 基点第5号から                             | 296度00分 | 680メートルの点   |
| 点4    | 基点第5号から                             | 214度30分 | 300メートルの点   |
| 点5    | 基点第4号から                             | 214度30分 | 211メートルの点   |
| 点6    | 基点第4号から                             | 91度00分  | 60メートルの点    |
| 点7    | 基点第3号から                             | 214度30分 | 250メートルの点   |
| 点8    | 基点第2号から                             | 214度30分 | 270メートルの点   |
| 点9    | 基点第2号から                             | 214度30分 | 480メートルの点   |
| 点10   | 基点第1号から                             | 214度30分 | 490メートルの点   |



# 区画漁業権免許漁場図

## 豊浦海区第2号

### 漁場の位置

虻田郡豊浦町地先

### 漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれて区域  
(世界測地系 11系)

- 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.3(北海道水産林務部三角点 水D5～)
- 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.2(北海道水産林務部三角点 水D6～)から  
287度00分 47メートルの点
- 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.13(北海道水産林務部三角点 水D6～)
- 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D8
- 基点第5号 国土地理院三角点 大岸海岸
- 基点第6号 礼文漁港原点から 262度00分 275メートルの点
- 基点第7号 北海道水産林務部三角点 水D10
- 基点第8号 北海道水産林務部図根点 No.3(北海道水産林務部三角点 水D10～)
- 基点第9号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道水産林務部三角点 水D10～)
- 基点第10号 豊浦町と長万部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 点1 基点第1号から 188度30分 2,100メートルの点
- 点2 基点第1号から 202度00分 4,170メートルの点
- 点3 基点第3号から 183度00分 3,000メートルの点
- 点4 基点第7号から 183度00分 3,000メートルの点
- 点5 基点第9号から 183度00分 3,000メートルの点
- 点6 基点第9号から 183度00分 1,550メートルの点
- 点7 基点第10号から 183度00分 1,600メートルの点
- 点8 基点第10号から 183度00分 200メートルの点
- 点9 基点第8号から 190度00分 300メートルの点
- 点10 基点第7号から 190度00分 200メートルの点
- 点11 基点第6号から 193度30分 450メートルの点
- 点12 基点第5号から 183度30分 400メートルの点
- 点13 基点第5号から 183度30分 750メートルの点
- 点14 基点第4号から 190度30分 600メートルの点
- 点15 基点第2号から 192度30分 600メートルの点

点16. 基点第1号から 192度30分 700メートルの点  
点17 基点第1号から 174度30分 1,000メートルの点

